

バージョン : 2022 年 3 月 1 日

クラウド サービス提供契約（「**本契約**」）は、お客様が所属する会社（「**貴社**」または「**お客様**」）を代表して注文した販売サービス（評価版サービスを含みます）に適用されます。また、本契約は、販売サービスの対価をお客様に請求するデル・テクノロジーズ組織（「**Dell**」）がお客様による利用を目的として当該販売サービスのいずれかを提供するときにお客様および Dell を拘束します。各販売サービスには販売サービス説明書が備わっている場合があります。販売サービス説明書は、参照により本契約に組み込まれます。本契約の「**発効日**」は、お客様が本契約を承諾した日、またはお客様が販売サービスを最初に利用した日のうち、いずれか早く到来する日とします。

1. 定義 :

「**関係会社**」とは、(a) 貴社に関しては、直接または間接的に貴社を支配している、または貴社によって所有もしくは支配されている、または貴社と共通の所有下もしくは支配下にある他の組織のことをいい、(b) Dell に関しては、Dell Inc.および Dell Inc.が完全に所有または支配している子会社のことをいいます。「**支配**」とは、議決権または持分の過半数を有していることをいいます。

「**コンテンツ**」とは、データ（すべてのテキスト ファイル、音声ファイル、動画ファイル、および画像ファイルを含みます）、ソフトウェア（マシン イメージを含みます）、およびその他の情報のことをいいます。

「**お客様のコンテンツ**」とは、お客様またはお客様のエンド ユーザーが販売サービス上で読み込む、または使用するコンテンツのことをいいます。お客様のコンテンツに、Dell が販売サービスに関連して収集する設定データ、性能データおよび利用状況データまたはこれらの一部は含まれません。

「**エンド ユーザー**」とは、お客様が販売サービスを利用してサービスを提供する可能性があるお客様の顧客またはその他の第三者のことをいいます。

「**評価版サービス**」とは、Dell が評価版またはトライアル版として提供する販売サービスまたは販売サービスの特徴もしくは機能のことをいいます。お客様が Dell の技術プレビュー プログラムまたはベータ プログラムに別途参加している場合、当該プログラムの条件が当該プレビュー プログラムまたはベータ プログラムに適用されます。

「**ログイン認証情報**」とは、お客様が販売サービスにアクセスすること、もしくは販売サービスを管理すること、またはその両方を可能にするパスワード、認証キーまたはセキュリティ認証情報のことをいいます。

「**注文（書）**」とは、お客様がサブスクリプション形式またはオンデマンド形式で販売サービスを利用していることを裏付けるインターネット上の注文ページ（該当する場合）またはその他の注文文書のことをいいます。

「**販売店**」とは、直接 Dell から、または Dell 認定ディストリビューターから販売サービスを購入し、販売サービスをお客様に再販する、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムのソリューション プロバイダー トラックへの参加者のことをいいます。お客様が販売店に販売サービスを注文した場合、「**Dell**」とは、当該販売サービスの販売店に請求書を発行するデル・テクノロジーズ組織のことをいいます。

「**サービス レベル アグリーメント**」とは、販売サービスの稼働に関する Dell のその時点で最新の確約のことをいいます。該当する場合、販売サービス説明書にサービス レベル アグリーメントを記載するものとします。

「**販売サービス**」とは、お客様の注文書に明記されている Dell ブランドの販売クラウド サービスのことをいいます。これには販売クラウド サービスを運用するために使用するソフトウェア（マイクロコード、ファームウェア、オペレーティング システムまたはアプリケーションを含みます）（「**本ソフトウェア**」）が含まれる場合があります。また、「販売サービス」には評価版サービスが含まれる場合があります。

「**販売サービス説明書**」とは、お客様が注文した販売サービスの内容を説明している Dell の文書またはポータルもしくは Web ページのその時点の最新版のことをいいます。なお、販売サービス説明書は Dell が随時改訂します。

「**サブスクリプション期間**」とは、該当する注文書に定めるとおり、お客様による販売サービスの利用が認められている当初の期間および（販売サービス説明書に定めている場合がある）更新後の期間（該当する場合）のことをいいます。当初の期間は、(i) お客様が販売サー

ビスの利用を開始した日、もしくは (ii) お客様が登録手続きを完了した日のうち、いずれか早く到来する日、または注文書もしくは該当する販売サービス説明書に明記されているその他の日に開始します。オンデマンド形式の販売サービスについては、「サブスクリプション期間」とは、該当する注文書に明記されているとおり、また、販売サービス説明書に記載されている場合がある詳細な定めのとおり、お客様が自ら対価の請求を受ける販売サービスにアクセスできる期間のことをいいます。

「**第三者請求**」とは、(a) お客様のコンテンツまたはサードパーティー製品、(b) お客様またはお客様のエンドユーザーによる、本契約に違反した販売サービスの利用、(c) 適用される輸出法または第 17.2 条（取引上の法令遵守）および第 17.3 条（お客様の責任）の他の規定へのお客様による違反またはその疑いを原因とした、輸出ライセンスまたは Dell（Dell の関係会社を含みます）に対する申し立てに関する、お客様による虚偽の事実表明、(d) 販売サービスを Dell 製ではない製品またはコンテンツ（貴社のコンテンツもしくはサードパーティー製品またはその両方を含みます）と組み合わせたと、または (e) お客様、またはお客様のエンドユーザーによる、Dell もしくは Dell の関係会社または第三者の知的財産権の侵害または不正流用に起因または関連して生じた第三者による申し立て、請求、法的措置、要求、または訴訟のことをいいます。

「**サードパーティー製品**」とは、Dell ブランドではないハードウェア、ソフトウェア、製品、およびサービスのことをいいます。サードパーティー製品は、販売サービスに組み込まれたコンポーネントのことではありません。

2. **販売サービス：**

2.1 **適用範囲：**本契約は、発効日時点においてお客様が注文済みの販売サービスに適用されます。また、本契約は、サブスクリプション期間における、同一の販売サービスへのサービス、特徴、機能、および容量の追加に関する後続の注文（「**後続注文**」）にも適用するものとします。他の別の販売サービスに関する注文には、当該注文時にお客様が承諾した、その時点で有効な本契約を適用するものとします。以下の第 9 条（販売店との取引）に従うことを条件として、お客様が販売サービスを販売店に注文した場合（後続注文を含みます）にも、本契約に対するお客様の承諾を適用します。

2.2 **販売サービス説明書：**販売サービスの範囲および詳細は、販売サービス説明書に記載されています。

2.3 **販売サービスの利用および所有権：**

- A. **アクセスおよび利用：**お客様は、(a) サブスクリプション期間中のみにおいて、(b) お客様の社内業務（販売サービス説明書で許可されている場合に、お客様のエンドユーザーにサービスを提供することが含まれる場合があります）のためにのみ、(c) 本契約に従うことを条件として、販売サービスにアクセスし、これを利用することができます。お客様は販売サービスの利用をいつでも中止することができます。ただし、お客様は、該当するサブスクリプション期間中に別途生じたすべての料金および手数料に対する責任を引き続き負うものとします。
- B. **本ソフトウェアの利用：**お客様が Dell から本ソフトウェアを受け取った場合、お客様による販売サービスの利用を可能にするために、お客様の環境にかかる本ソフトウェアをインストールしなければなりません。Dell がお客様に使用許諾した本ソフトウェアが販売サービスに含まれている場合、お客様は、(i) お客様による販売サービスの利用に関連して、かつ本契約が定めるとおりに、(ii) サブスクリプション期間中のみにおいて、(iii) Dell の [エンドユーザーライセンス契約](#)（「**EULA**」）に従うことを条件として、当該本ソフトウェアを使用するものとします。お客様による、(1) 販売サービスの利用の再販および賃貸、ならびに (2) Dell の販売サービス事業と競合することを意図した、またはかかる競合を目的とした、販売物のサポートにおける販売サービスの利用は禁じられています。
- C. **お客様のコンテンツ：**販売サービスで発生した問題の原因がお客様のコンテンツまたはお客様による販売サービスの利用であると Dell が判断した場合、お客様は当該問題を特定および解決するために Dell に協力することに同意します。
- D. **所有権：**お客様は、販売サービス、ならびに販売サービスを改善、改良、修正したものおよび販売サービスの二次的著作物のすべてに関するあらゆる権利、権原、および権益、ならびにこれらすべてに関する知的財産権を Dell が所有することに同意します。販売サービスを利用するお客様の権利は、本契約の書面に具体的に記載された権利に限定されます。お客様は、お客様が販売サービスに関するその他の黙示的な権利を一切有していないことに同意します。Dell は、本契約においてお客様に付与していないすべての権利を留保します。

3. 修正 :

3.1 **総則** : Dell は販売サービスを随時修正する場合があります。修正には、お客様がその時点で最新の販売サービス説明書に従うことを条件として利用できる販売サービスへの新機能オプションの追加や、販売サービスのコンポーネントの変更が含まれる場合があります。重要な変更がある場合、Dell は、かかる重要な変更（その発効日を含みます）を E メールもしくはポータル（該当する場合）により、または販売サービスを通じて直接、お客様に通知するものとします。修正日以降にお客様が引き続き販売サービスを利用した場合、お客様は修正後の販売サービスを承諾したとみなされます。

3.2 **重要な修正** :

A. **解約オプション** : Dell が販売サービスの重要な機能を削除する場合、または販売サービスの機能を大幅に削減する場合、Dell は関連ポータルを通じて、または E メールによりお客様に通知するものとし、お客様は、Dell の修正通知日から 30 日以内に Dell に通知することで、販売サービスの注文を解約する権利を有します。お客様がかかる注文の解約を選択した場合、かかる解約は (a) Dell がお客様から解約通知を受領した日、または (b) 通知受領日より後の、お客様が解約通知内で指定した日（ただし、この日付は Dell がお客様から解約通知を受領した日から 90 日以内でなければなりません）に、その効力が生じます。

B. **返金を受ける権利** : お客様は、解約日まで生じたあらゆる料金の支払いに対する責任を引き続き負います。Dell は、第 3.2 条 A（解約オプション）に基づいてお客様が解約した結果、その後提供することがなくなった販売サービスの対価として事前に支払われた料金をすみやかに返金するものとします。適用法に基づいて別段の義務がある範囲を除いて、お客様は、Dell から返金を受けた場合、その他の救済措置に対する権利を有しません。

4. 注文、支払い、税金、および請求書の誤り :

4.1 **注文** :

A. **注文の確定** : お客様による注文は、Dell の確認が必要です。注文は、(a) Dell の書面または電子的手段による確認、または (b) 販売サービス説明書に定める別段の確認のうち、いずれか早い時点において確定します。かかる注文の処理および販売サービスの提供のために Dell が必要とするすべての情報をお客様が提供するまで、Dell は販売サービスを提供する義務を負いません。本契約に別段の定めがある場合を除き、すべての注文は返金不可能かつ取消不可能です。

B. **利用料の支払い** : お客様は、お客様が生じたすべての販売サービス利用料を支払う必要があります。利用料は、確約済みの金額、ならびに追加料金（お客様が注文または有効化したアドオン機能の利用料を含みます）、および販売サービスの実際の利用状況に基づく利用料で構成される場合があります。お客様は、注文書を発行する前に、すべての利用料を対象とした支払い方法を確立する必要があります。

C. **クレジットカードによる支払い** : お客様がクレジットカードを利用して販売サービスの対価を支払う場合（クレジットカードが利用可能な範囲に限り）、(a) お客様は、販売サービスの利用料を定期的にお客様のクレジットカードに課金する権限を Dell に付与し、(b) 第三者であるクレジットカード決済処理会社（当該取引における最終販売責任を負う商業者（Merchant of Record）であるものとします）がお客様に提示する追加条件がお客様に適用されるものとし、(c) お客様は自己のクレジットカード情報を最新の状態に保つ責任を負います。お客様は、Dell が、お客様のクレジットカード発行会社に対し、販売サービスの対価として繰り返し発生する次回の利用料（または利用料が変動する場合には推定金額）に相当する額をその支払期日より前に事前承認および確保するよう要求できることに同意します。

D. **追加利用料** : Dell は、お客様が販売店に販売サービスを注文した場合であっても、追加利用料をお客様に直接請求することができます。お客様は、Dell がお客様または販売店から対応する購入注文書を受領していない場合であっても、Dell がお客様に利用料を請求できることに同意します。

4.2 **支払条件** : Dell が請求日に課金したクレジットカード払いの額を除き、お客様は請求日から 30 日以内に、注文書において合意した通貨建てで、すべての販売サービス利用料を支払うものとします。支払遅延に対する利息は、支払期日より後の期間について、月利 1.5%または法律で認められている最高利率のうち、いずれか低い方の利率で生じるものとします。お客様が販売サービスの対価を支払わない場合、Dell は販売サービスを一時停止することができます。

4.3 税金：販売サービスについて請求する利用料に、お客様の注文から生じた税金（付加価値税、売上税、使用税、およびこれらと同等の税金を含みます）、行政機関に支払う手数料、課徴金、および関税（Dell の収益および従業員に課される税金は除きます）は一切含まれていません。Dell が税金を回収および納付する義務を負っている場合、Dell は、お客様に発行する販売サービスの請求書に個別の品目として当該税金の額を追加するものとします。お客様は、販売サービス利用料に加えて、Dell に税金を支払うことに同意します。お客様が免税対象である場合、お客様は有効な免税証明書またはその他の免税に関する適切な証明書をすみやかに提供するものとします。お客様が源泉徴収を義務付けられている場合、お客様は（a）源泉徴収を行う意思、ならびに現地の税法および関連する租税条約に基づいた該当する源泉徴収税率を 10 日の期間を定めて Dell に通知し、（b）お客様が該当する税務当局に源泉徴収税を納付した日から 60 日以内に、かかる納付の十分な証拠（例：正式な源泉徴収税受領書）を Dell に提出するものとします。

4.4 請求書の誤り：お客様が請求書に重大な誤りを発見した場合、お客様は当該請求書を受領した日から 10 日以内に Dell に書面で通知するものとします。Dell およびお客様が訂正することに書面で合意したあらゆる金額は、（a）Dell による訂正済み請求書の請求日から 14 日後、または（b）元の支払期日のうち、いずれか遅く到来する日までに支払うものとします。請求書が不正確であることを理由としてお客様が支払いを保留したものの、当該金額が正確であることを Dell が確認した場合、お客様は争いがあった未払いの額について、請求書の支払期日から Dell が支払いを受領するまでの期間に対する利息を支払うものとします。このプロセスが完了した後に Dell が正しいと判断した請求金額について、お客様は相殺、支払延期、および控除をすることができません。

5. 一時停止：

5.1 総則：Dell は、（a）お客様が本契約への重大な違反（支払期日に請求金額の支払いを行っていない場合を含みます）を犯しており、Dell が通知してから 10 日以内にかかる違反を是正しなかった場合、または（b）お客様が Dell の[利用規程](#)（サブスクリプション期間中に Dell が更新したものを含みます）（「AUP」）に違反した場合、または（c）販売サービス説明書に定めるとおり、現行の注文の対象であるすべての販売サービスを一時停止することができます。なお、（b）の場合はただちに一時停止することができます。Dell は、法律で認められている場合に、お客様による販売サービスの利用を一時停止する前にお客様に通知するものとします。ただし、通知することで販売サービス、販売サービスの他のユーザー、または人もしくは財産に危害が及ぶ危険性があると Dell が合理的に判断した場合はこの限りではなく、実行可能な限りすみやかに、または許可された後すみやかに Dell はお客様に通知するものとします。Dell は、一時停止の原因である問題に関わる販売サービスのみへのお客様によるアクセスを一時停止するよう最善の努力を尽くすものとします。ただし、影響を受けた販売サービスのみを一時停止することが不可能な場合、Dell はすべての販売サービスを一時停止することができます。Dell は、一時停止の原因となった問題が解決されたことに同意した後、すみやかに販売サービスの提供を再開するものとします。

5.2 一時停止措置の効果：お客様は、一時停止前および一時停止中に発生した、該当するすべての料金を支払うものとします。お客様は、一時停止期間中に、適用されるサービス レベル アグリーメントに基づいてサービス クレジットの付与を受ける権利を有しないものとします。

5.3 一時停止を理由とする終了：Dell が第 5.1 条（c）（一時停止 - 総則）に基づいて販売サービスを一時停止する権利を有している場合、Dell は、（a）AUP への違反が生じた場合には、お客様に書面で通知した後ただちに、または（b）第 6.2 条（c）（契約解除）に定めるとおり、販売サービスを終了する権利も有しています。ただし（b）の場合、30 日の是正期間は、第 5.1 条（a）（一時停止、総則）に基づいて Dell が最初に通知した日から開始するとみなします。

6. 契約期間および契約解除：

6.1 契約期間：本契約は、発効日に開始し、本条に従って解除されるまで継続します。

6.2 契約解除：お客様は、本契約で認められている理由がある場合に限り、本契約（すべての注文を含みます）を解除することができます。いずれの当事者も（a）相手方当事者が支払不能に陥った場合、債務を期限通りに弁済できないことを書面で認めた場合、または債権者のために譲渡を行った場合、（b）相手方当事者が被信託人、管財人、もしくはこれらに類似する機関の管理下に置かれた場合、または破産手続きもしくは支払不能手続きの対象になった場合、または（c）相手方当事者が本契約への重大な違反を犯し、非違反当事者が書面で通知してから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合に、正当な理由で本契約（すべての注文を含みます）を解除することができます。

6.3 契約解除の効果：

A. **総則**：販売サービスの提供が期間満了もしくは終了となった場合、または何らかの理由により拒否された場合、お客様は、(a) 当該販売サービスの利用を中止し、(b) お客様が保持または管理している Dell の機密情報（適用法がお客様に保持義務を課している情報は除きます）を返却または（Dell の要求に応じて）破棄するものとします。Dell がお客様のコンテンツを削除する時期は、販売サービス説明書に記載するものとします。お客様は、本契約の解除日までにすべてのお客様のコンテンツのコピーを必要に応じて取ることを徹底する責任を負います。

B. **返金**：お客様は、(a) Dell が、第 8.1 条 (b)（販売サービスの限定的保証）または第 16.2 条 (2)（Dell による補償）に基づいて販売サービスの提供を終了した場合、または (b) お客様が、第 3.2 条（重要な修正）または第 6.2 条（契約解除）に基づいて販売サービスの利用を終了した場合、またはその両方の場合において、契約解除の結果として提供されることがなくなった分の販売サービス利用料のうち、前払いした額の返金を求める権利を有する場合があります。その他の理由により販売サービスの提供および利用が終了した場合または拒否された場合、お客様に返金、クレジット獲得、および交換の権利は生じないものとします。Dell がお客様による重大な違反を理由として販売サービスの提供を終了した場合、または Dell が販売サービスの提供を一時停止した後に販売サービスの提供を終了した場合、お客様は、サブスクリプション期間の残りの期間分として支払うべき販売サービスのすべての利用料をすみやかに Dell に支払うものとします。

C. **存続条項**：未払い料金の支払い、機密保持、および賠償責任に関連する規定、ならびに（Dell がお客様の「**個人データ**」（DPA で定義）の処理を継続する限りにおいて）DPA（第 12.2 条（データ処理）で定義）に関連する規定、および解除前に生じた措置を講じるあらゆる権利、ならびに明示的に、またはその性質および背景によって、本契約の解除後も存続することが意図されている本契約のその他の規定は、本契約の解除後も存続するものとします。

7. サポートサービス：

7.1 **総則**：販売サービスには、（該当する場合）販売サービス説明書に記載されているサポート サービスおよび保守サービス（**サポート サービス**）が含まれます。

7.2 **お客様のコンテンツへのアクセス**：サポート サービスの提供時に、Dell は、お客様が Dell に権限を付与していない限り、お客様のコンテンツにアクセスせず、当該コンテンツを利用しないものとします。

8. 保証：

8.1 **販売サービスの限定的保証**：Dell は、販売サービスが常に本契約に従って利用されていることを条件として、サブスクリプション期間中において販売サービス説明書の重要な点に準拠して販売サービスを提供することを保証します。販売サービスが本保証に適合しない場合、Dell の完全な賠償責任およびお客様の排他的な救済措置は (a) 合理的な期間内に、または販売サービス説明書に定めるとおり、かかる不適合を是正するために Dell が合理的な努力を尽くすものとすること、および (b) Dell の責に帰すべき事由による不適合を Dell が是正できない場合に、Dell は販売サービスの提供を終了することができ、終了した場合、かかる終了の結果として提供されることがなくなった分の販売サービス利用料のうち、前払いした額を Dell がお客様に返金することになります。お客様は、本保証の対象となる不適合の主張を書面ですみやかに Dell に通知するものとします。

8.2 **制限**：本第 8 条（保証）に定める保証は、評価版サービスおよび無料で提供される販売サービスには適用されず、(a) 事故、またはお客様もしくは第三者による過失、(b) 販売サービスとともに利用したサードパーティー製品またはその他のサードパーティー製の物品もしくはサービス、(c) Dell の指示および該当するドキュメンテーションに従わずに運用または利用したこと、(d) 販売サービスの設計において意図していない環境、方法または目的での利用、(e) Dell 以外の者による修正、変更、または修理、または (f) Dell の管理が及ばないその他の原因に起因する問題は対象としていません。販売サービスは耐障害性を有するものではなく、フェイルセーフの動作を必要とする危険な環境での利用（販売サービスの障害が死亡、人身傷害、または物理的損害もしくは財産的損害の発生原因となりうる利用を含みます）（総称して「**高リスク活動**」）のために設計されておらず、かかる環境では利用してはなりません。Dell は、高リスク活動への適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。

8.3 **保証の否認**：本第 8 条（保証）に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、Dell は (a) 他の明示的な保証を行わず、(b) 商品性、特定目的への適合性、権原および権利の非侵害を含む、すべての黙示的な保証を否認し、(c) 制定

法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、販売サービスが中断なく利用できること、欠陥およびエラーがないこと、ならびに販売サービスがお客様のビジネス要件を満たすこと、および販売サービスが当該要件を満たすように設計されていることを保証しません。Dell は、インターネットおよび電子通信の利用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題に対する責任を負いません。お客様は、販売サービスを注文するときに、Dell による将来の機能の提供、公式発言、および広告、ならびに製品のロードマップに依拠していないことに同意します。

9. 販売店との取引：矛盾する規定が本契約にあったとしても、お客様が販売店を通じて販売サービス注文した場合は次のとおりとします。(a) 本契約における利用料、支払い、取消権、および解除権への言及、これらに関連する条件、ならびにこれらに類似する金銭に関わる条件（「**金銭に関わる条件**」）（第 3.2 条 B（返金を受ける権利）、第 4.1 条 A（注文の確定）、第 4.1 条 B（利用料の支払い）、第 4.1 条 C（クレジットカードによる支払い）、第 4.2 条（支払条件）、第 4.3 条（税金）、第 4.4 条（請求書の誤り）、第 6.3 条 B（返金）、第 17.7 条（譲渡および再委託）を含みますが、これらに限定されません）は、お客様に適用されないものとします。その代わりに、お客様が販売店と締結した契約の金銭に関わる条件が適用されます。(b) 本契約で義務付けているお客様から Dell へのすべての通知について、お客様から販売店への通知も同様に義務付けられるものとします。(c) お客様または販売店が、(i) 支払不能になった場合、債務を期限通りに弁済できないことを書面で認めた場合、債権者のために譲渡を行った場合、または (ii) 被信託人、管財人、またはこれらに類似する機関による管理の対象になった場合、または倒産手続きもしくは破産手続きの対象になった場合、なおかつ Dell と販売店との間の契約において、販売サービスに関するお客様と販売店との間の契約を Dell に譲渡することが認められている場合に、お客様はかかる譲渡に同意します。

10. 評価版の利用：お客様が評価版サービスを利用する場合、当該利用には本第 10 条の規定が適用され、本第 10 条と矛盾する規定が本契約にあった場合には本第 10 条が優先します。本第 10 条の規定と矛盾していない本契約のすべての規定における「販売サービス」には、評価版サービスが含まれます。本条は一般的に利用可能になる前の販売サービスには適用されません。

A. お客様は、(a) 社内テスト、社内評価、またはトライアルのためにのみ、(b) 評価版サービスのログイン認証情報またはアクセス権を Dell がお客様に提供した日から 30 日間（Dell が別段の指定をしている場合は除きます）に限り、評価版サービスを利用することができます。承認済みのお客様による利用期間が満了した後に、お客様は、評価版サービス、ならびに評価版サービス内のデータおよびコンテンツへのアクセス権を有しないものとします。

B. 評価版サービスの利用には、サードパーティーであるサービス プロバイダーが定める追加条件が適用される場合があります。

C. お客様は、承認済みのお客様による評価版サービスの利用をサポートする場合にのみ、評価版サービスに付属する販売サービス説明書を利用することができます。

D. Dell は、(a) 「現状有姿」で、かつ、(b) いかなる補償、保証および条件も付さずに、特定の販売サービス用の評価版サービスを提供することができます。サービスレベルに関する確約は評価版サービスに適用しないものとします。

E. お客様による (i) 評価版サービスの利用、および (ii) Dell の顧客が一般的に利用することができない評価版サービス内の機能の利用にデータ処理補償は適用されません。

F. お客様は、本番環境のデータおよび法令の規制対象であるデータを評価版サービスに投入してはなりません。お客様がかかるデータを評価版サービスに投入する場合、お客様自らが危険を負担し、Dell はかかる投入による評価版サービスの使用の結果に対する責任を負わないものとします。

G. 販売サービスの特定の特徵または機能を評価版サービスでは利用できない場合があります。評価版サービス、または評価版サービスの何らかの特徵もしくは機能を提供したとしても、当該評価版サービス、またはかかる特徵もしくは機能を一般的に利用可能とすることを Dell が確約したことにはなりません。

H. Dell は評価版サービスをいつでも修正または終了することができます。いかなる修正および終了も重大な悪影響を及ぼす変更であるとみなさないものとします。

I. お客様による評価版サービスの利用に起因して生じたあらゆる請求における Dell、ならびに Dell の関係会社およびサプライヤーの賠償責任（間接損害に対する賠償金は除くものとし、Dell は間接損害に対するすべての賠償責任を明示的に否認します）の総額の上限は、5,000 米ドル（または現地の通貨建てでこれに相当する額）とします。

11. サードパーティー製販売物： Dell は、Dell のその時点で最新のサードパーティー製品再販プログラム（例：「Extended Technologies Complete」、「Software & Peripherals (S&P)」）を利用して、販売サービスと併用するためのサードパーティー製品を販売する場合があります。これらの再販プログラムを通じて、お客様が Dell に注文したサードパーティー製品を「サードパーティー製販売物」といいます。お客様は、利用可能な場合に、お客様の選択により、サードパーティー製販売物を利用することができます。お客様がサードパーティー製販売物の利用を選択した場合、お客様はかかるサードパーティー製販売物に適用される条件を遵守する責任を負います。かかる責任には、サードパーティー製販売物の提供者が別途課す利用料（Dell に対して支払うか、サードパーティーである提供者に直接支払うかは問いません）に対する責任が含まれます。お客様は、かかるサードパーティー製販売物について、サードパーティーである製造者またはサプライヤーが定めるライセンス、サービス、保証、補償、およびサポートに関する標準条件（または、お客様がサードパーティーである当該製造者またはサプライヤーと直接締結した、適用される契約）を遵守することに同意します。Dell がサードパーティー製販売物に関する請求書を発行した場合であっても、Dell は当該サードパーティー製販売物に対するサポート サービスを提供しません。お客様は、サポートについて該当するサードパーティーに直接問い合わせるものとします。**サードパーティー製販売物は「現状有姿」で提供されます。サードパーティー製販売物について、Dell に保証、損害賠償、または補償を求める請求は明示的に排除します。** Dell は、サードパーティー製販売物の提供およびホスティングをいつでも一時停止または終了することができ、かかる一時停止および終了は、第 3.2 条 A（解約オプション）における、販売サービスの重要な変更とはみなされないものとします。

12. データ保護：

12.1 セキュリティ対策： 本データ保護条項に基づく Dell の義務を制限することなく、Dell は、[情報セキュリティ対策に関する補遺](#)（サブスクリプション期間中のすべての更新事項を含みます）（「ISMA」）に記載されている合理的かつ適切なセキュリティ対策を遵守して販売サービスを提供するものとします。ISMA および適用される販売サービス説明書では、販売サービス内に存在するお客様のコンテンツに適用される管理的保護対策、物理的保護対策、技術的保護対策、およびその他の保護対策が定義されています。販売サービス説明書に別段の定めがある範囲を除き、お客様は、お客様のコンテンツに対して、適切なセキュリティ対策を講じる責任を負います。かかるセキュリティ対策には、(a) お客様の従業員もしくはエンドユーザーまたはその両者に提供するアクセス権を管理すること、(b) 販売サービスを適切に設定すること、(c) 送信中および保管中のお客様のコンテンツのセキュリティを確保すること（例：暗号化）、および (d) 第 15.2 条（防止および軽減）の要件に従って、お客様のコンテンツをバックアップすることが含まれる場合があります。お客様は、お客様のコンテンツおよびお客様が意図する販売サービスの利用に適したセキュリティ対策を確実に実施することに対する責任を、お客様が単独で負うことを認識します。また、お客様は、お客様のコンテンツを販売サービスにアップロードしたとしても、お客様が自己の機密情報を Dell に開示したことにはならないことを認識します。

12.2 データ処理：

販売クラウドサービスの[データ処理補遺](#)（サブスクリプション期間中のすべての更新事項を含みます）（「DPA」）には、お客様が販売サービスの一環として Dell に提供する可能性がある個人データの処理および管理に対する両当事者のそれぞれの役割が記載されています。Dell は、本契約、DPA および販売サービス説明書に明記されているとおり、販売サービスに関連するデータ処理活動に関して、権限を有するお客様のデータ処理者として行動するものとします。お客様は、お客様の従業員もしくはエンドユーザーまたはその両者に対して必要な法的通知をする責任、およびお客様による個人データの利用、収集、開示、共有、越境移転、処理に関連し、法律が義務付けている同意を取得する責任を負います。

12.3 開示要求： 行政機関または裁判所が Dell にお客様のコンテンツを開示するよう要求した場合、適用法が禁じていない限り、Dell はお客様に通知し、かかる要求の写しを実務上可能な限りすみやかに提供するものとします。Dell は、お客様の要求に応じて、お客様の費用負担により、開示要求を争うための合理的な措置を講じるものとします。

13. 機密保持：

13.1 範囲： 本契約に関連して一方の当事者が相手方当事者に開示した情報が「機密」またはこれに類似する指定情報として印付けまたは識別されている場合、または受領者が当該情報を機密として合理的に認識すべき場合、当該情報は「機密情報」として取り扱われるものとします。機密情報に、(a) 開示者が事前に機密保持義務を課していない状態で、受領者が正当に保持していた情報、(b) 公

知である情報、(c) 機密保持の制限を課すことなく第三者が受領者に正当に提供した情報、および (d) 開示者の機密情報を参照することなく受領者（その関係会社を含みます）が独自に開発した情報は含まれません。

13.2 保護：受領者は (a) 本契約で企図されている目的のためのみ、開示者の機密情報を使用するものとし、(b) (i) 開示者の製品およびサービス（販売サービスを含みます）に関する技術情報、ならびに未発売の製品およびサービスに関する情報については、無期限に、(ii) その他のすべての機密情報については、受領日から 3 年間にわたり、第三者への機密情報の不正開示を防止するものとし、本条項に基づく義務は、本契約の終了後も存続するものとします。本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者が衡平法上の救済措置を求める能力を制限するものではありません。

13.3 例外：いずれの当事者も (a) 関係会社、または販売サービスを提供するために Dell が業務を委託する再委託先に対し、（それぞれが前述の規定を遵守することを条件として）機密情報を開示することができ、(b) 行政機関または裁判所が機密情報の開示を要求した場合に、（開示者がかかる開示を争うこと、または保護命令を求めることができるように、法律が認めている場合において、受領者が開示者に合理的な通知をすることを条件として）機密情報を開示することができます。

13.4 フィードバック：お客様が評価版サービスまたは販売サービスに関連して Dell に提供したあらゆるフィードバック、改良に関する要望、修正、および提案（「フィードバック」）は、Dell の機密情報です。お客様は、Dell がお客様から制限を受けることなく、また、お客様に報酬を支払うことなく、フィードバックを利用できることに同意し、お客様はフィードバックに関わるすべての権利を Dell に譲渡します。

14. モニタリングおよびテレメトリー：販売サービスでは、お客様による販売サービスの利用をモニタリングし、お客様による販売サービスの利用に関連するテレメトリー データを収集します。Dell は、テレメトリー収集ツール（「**収集ツール**」）を利用して、販売サービスに関連する特定の情報を収集する場合があります。かかる情報には、Dell のシステムおよびツールが自動的に Dell に送信する診断データ、設定データ、利用状況データ、パフォーマンス情報、導入場所情報、およびシステム情報（「**システム データ**」）が含まれる場合がありますが、これらに限定されません。

お客様が販売サービスを利用した場合、お客様は、Dell が次の目的（「**許可済みの目的**」）のために収集ツールを用いてシステム データを収集および利用することを許可したことになります。

- お客様に販売サービスを提供するため（該当する保証義務およびサポート義務の履行を含みます）、パフォーマンスを遠隔監視し、販売サービスの設定を修正するため、およびお客様に料金を請求するため（該当する場合）。
- お客様または Dell のチャネル パートナー（以下で定義）のいずれかに対し、お客様による販売サービスの利用状況と消費パターンに関するメトリクスおよび販売サービス説明書に明記しているメトリクスを提供するため。
- 予測分析を行い、利用状況を理解することで、お客様の将来における計画策定活動および要件を最適化するため。
- 営業およびマーケティング（営業調査およびマーケティング調査を含みます）のため。
- Dell の資産、権利および権益を確保および保護するため（状況によっては、違法活動または詐欺の疑いを調査または防止し、かかる疑いに関する措置を講じることを含みます）。
- Dell の法的義務を遵守するため（裁判所の命令、令状、召喚状、規制上の要求、法執行上の要求、またはその他の法的手続きに応じることを含みます）。
- Dell の製品、サービスおよび販売物を提供、研究、サポート、および改良するため。
- その他、法律が認めている目的のため。

Dell は、販売サービスを介して保存されているお客様のデータに収集ツールがアクセスすること、当該データを収集ツールが確認、処理、複製、もしくは修正すること、または取り扱うことを意図していません。Dell は、収集ツールを利用して収集した個人情報を、該当する法域における Dell のプライバシー ステートメントに従って取り扱うものとします。なお、Dell のすべてのプライバシー ステートメントは www.dell.com/localprivacy に掲載されており、参照により本契約に組み込まれています。

お客様は、Dell が、許可済みの目的のために、システム データを次の第三者と共有することに同意します。

- Dell と取引をしている第三者であるサービス プロバイダー。
- Dell のチャネル パートナー（販売店、ディストリビューター、チャネル サービス パートナーおよび OEM パートナーを含みますが、これらに限定されません）（総称して「**Dell のチャネル パートナー**」）。

匿名化したすべてのシステム データ（「**Dell のシステム データ**」）の所有権は Dell が有しています。Dell のシステム データに個人情報を含めてはならないものとします。また、Dell は、お客様を識別する情報を第三者に開示しないように、Dell のシステム データを匿名化するものとします。かかる義務は、本契約の期間満了後または解除後も存続するものとします。お客様は、収集ツールおよび Dell のシステム データが Dell の機密情報であることを認め、これに同意します。本契約のいかなる規定も、禁反言または誘因などにより、何らかの目的のために収集ツールを利用するための明示または黙示のライセンスをお客様に付与するものではありません。

システム データの収集および利用に関する追加の要件および実装の詳細情報が、販売サービス用の販売書類（販売サービス説明書を含みます）に記載されている場合があります。本第 14 条（モニタリングおよびテレメトリー）が Dell とお客様との間における他の合意事項と矛盾している範囲において、本条の条件が優先するものとします。

15. 賠償責任の制限：

15.1 **損害賠償金の上限**：本契約に基づいて生じたすべての紛争に関して各当事者（Dell のサプライヤーを含みます）が負う賠償責任の上限は、(a) 50,000 米ドル（または現地の通貨建てでこれに相当する金額）、または (b) 紛争を引き起こした事象が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様が販売サービスに関して Dell または Dell の販売店に支払った金額のうち、いずれか高い方の金額とします。この上限は、本契約に定める限定的救済がその本質的な目的を果たせなかったと判断された場合であっても適用されます。また、いずれの当事者も、特別損害、派生的損害、懲罰的損害、付随的損害および間接損害、ならびに逸失利益、収益の喪失、データの喪失、データの破損、利用不能、代替製品または代替サービスの調達について、賠償責任があると主張されている当事者がかかる損害が生じる可能性があることを知っていた場合であっても、相手方当事者に対する責任を負わないものとします。前述の上限および除外事由は、(i) 販売サービスに関するお客様の支払義務、(ii) 販売サービスの利用上の制限に対するお客様の違反、(iii) 本契約における当事者の補償義務、(iv) 一方の当事者による相手方当事者の知的財産権の侵害および不正利用、および (v) 適用法が禁じている状況には適用されません。Dell（および Dell のサプライヤー）は、サードパーティー製品、またはフリー ソフトウェアもしくは開発ツール（いずれも EULA で定義）をお客様が利用したこと、またはこれらの利用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。

15.2 **防止および軽減**：お客様は、お客様のコンテンツについて単独で責任を負うものとします。お客様は、お客様の事業におけるお客様のコンテンツの重要性およびデータ保護要件（事業復旧計画を含みます）に応じて、お客様が損害を防止および軽減できるようにする IT アーキテクチャおよびプロセスを導入するものとします。お客様は、(a) 定期的な（少なくとも 1 日 1 回の）バックアップ プロセスを設け、Dell が販売サービスまたはお客様の IT システムに関する修復、アップグレードまたはその他の作業を行う前に関連データをバックアップし、(b) 販売サービスを含め、お客様の IT 環境の可用性およびパフォーマンスを監視し、(c) Dell から、または販売サービスの通知機能を通じて受信したメッセージおよび警告にすみやかに応じ、自ら特定した問題がある場合には当該問題を Dell にただちに報告するものとします。お客様のコンテンツが喪失したことに対する責任が Dell にある範囲において、Dell は、お客様が最後に作成した利用可能なバックアップから、喪失したお客様のコンテンツを復元するための商業的に合理的かつ慣例的な努力を尽くす際の費用に対する責任のみを負うものとします。

15.3 **期間制限**：本条項に定めているものを除き、請求はすべて適用法が定めている期間内に行う必要があります。法定の出訴期間よりも短い期間を両当事者が定めることを法律が認めている場合、または法律がいかなる出訴期間も定めていない場合、請求は、紛争を引き起こした事象の発生後 18 か月以内に申し立てなければなりません。

16. 補償：

16.1 **お客様による補償**：本第 16 条（補償）の他の規定に従うことを条件として、お客様は、(a) 第三者請求について Dell および Dell のサプライヤーを防御し、(b) (i) 第三者請求の結果として生じた範囲において、管轄裁判所が Dell または Dell のサプライヤーに対して最終的に裁定した費用および損害賠償金、または (ii) お客様が交渉して承諾した和解書面に記載された金額を支払うことによ

り、Dell および Dell のサプライヤーを補償するものとします。第三者請求に関する和解により Dell または Dell のサプライヤーが責任を自認したり、金銭の支払いを行ったり、重大な義務を引き受けたりすることが義務付けられる場合、または当該和解によって販売サービスまたは Dell の業務慣行もしくはポリシーに影響が及ぶと考えられる場合に、お客様は、事前に Dell から書面による同意を得ずに、当該和解を行うことができません。

16.2 Dell による補償：本第 16 条（補償）の他の規定に従うことを条件として、Dell は、（a）お客様が本契約に従って利用した販売サービスが、Dell または Dell の販売店にお客様が販売サービスを注文した国において行使可能な第三者の特許権、著作権、または営業秘密に関する権利を侵害していると主張する請求を当該第三者が申し立てた範囲において、かかる請求についてお客様を防御し（本条では、かかる請求を「**Dell 補償対象請求**」といいます）、（b）（i）Dell 補償対象請求に起因して生じた範囲において、管轄裁判所がお客様に対して最終的に裁定した費用および損害賠償金、または（ii）Dell が交渉して承諾した和解書面に記載された金額を支払うことにより、お客様を補償するものとします。また、販売サービスが Dell 補償対象請求の対象になった場合、またはそのようになる可能性があるとして Dell が判断した場合に、Dell は、自己の選択により、（1）影響を受けた販売サービスを修正すること、もしくは侵害していない代替サービスに差し替えること、または（2）販売サービスの提供を終了し、かかる終了の結果として提供されないことになった分の販売サービスについてお客様が Dell に事前に支払った料金を返金する場合があります。Dell は、本契約に定めるとおり修正、交換、または終了した販売サービスをお客様が引き続き利用したために生じた請求および損害に対する責任を負わないものとします。法律に別段の定めがある場合を除き、本第 16.2 条（Dell による補償）は、販売サービスに関する Dell 補償対象請求におけるお客様の排他的な救済措置を定めています。本契約およびその他の合意書面に含まれるいかなる規定も、これを上回る補償を Dell がお客様に提供することを義務付けるものではないものとします。

16.3 免責：Dell は、（a）お客様が本契約に対する重大な違反をしている場合、または（b）（i）Dell ブランドではない他の製品、サービス、品目、またはテクノロジー（サードパーティー製品およびオープン ソース ソフトウェアを含みます）と販売サービスを組み合わせること、またはこれらのいずれかとともに販売サービスを運用もしくは利用したこと、（ii）お客様のコンテンツ、サードパーティー製品、評価版サービス、または無料で提供される販売サービス、（iii）販売サービスの設計時に意図していない目的もしくは方法で利用したこと、または Dell 補償対象請求が生じる可能性もしくは係争中の Dell 補償対象請求を理由にそのような利用を中止するよう Dell がお客様に通知した後も利用したこと、（iv）Dell または Dell の認定代理店以外の者が行った販売サービスの修正または設定のカスタマイズ、（v）お客様の指示、設計、仕様、またはお客様が提供したその他の情報に基づいて Dell が行った販売サービスの修正または設定のカスタマイズ、（vi）Dell が提供している販売サービスのアップグレードまたはより新しいバージョンによって侵害を避けることができたであろう場合に、古いバージョンの販売サービスを利用したこと、（vii）お客様が提供するサービス（お客様がそのサービスまたはお客様のコンテンツから得る収益または価値に基づいて損害賠償を求める Dell 補償対象請求を含みます）、または（viii）お客様または第三者が販売サービス上に記録した、または販売サービスに関連して利用したデータまたは情報に起因して生じた Dell 補償対象請求について、第 16.2 条（Dell による補償）に基づく責任を一切負わないものとします。

16.4 相互の補償：高リスク活動に関する制限をお客様が遵守しなかったことに起因して請求が生じた範囲を除き、各当事者は、死亡を含む人身傷害を理由とする第三者の請求または訴訟について、補償当事者が本契約に基づく自己の義務を履行する過程における補償当事者の重過失または故意の違法行為に直接起因して、かかる人身傷害が生じた範囲において、相手方当事者を防御および補償するものとします。

16.5 補償プロセス：本契約に基づく各当事者の防御義務および補償義務は、相手方当事者が（a）補償当事者に対し補償対象請求をすみやかに書面で通知するとともに、損害を軽減するための合理的な措置を講じたこと、（b）補償対象請求の防御および解決を管理する独占的な権利を補償当事者に付与したこと、ならびに（c）補償対象請求の防御および解決において、また損害の軽減において補償当事者に協力したことを条件として発生します。本第 16.5 条（補償プロセス）における「補償対象請求」とは、第 16 条（補償）に基づいて当事者が補償するすべての請求のことをいいます。本第 16 条（補償）に基づいて両当事者がそれぞれ有する補償対象請求に関する権利は、コモン ロー上もしくは制定法上の補償権またはこれに類似する権利に代わるものであり、各当事者は、適用法が認めている場合に、かかるコモン ロー上または制定法上の権利を放棄します。

17. 一般条項：

17.1 準拠法、裁判管轄地：本契約、および本契約もしくは販売サービスまたはその両方に関連するすべての紛争の準拠法は、法の抵触に関する規則にかかわらず、日本法とします。また、いかなる紛争についても、日本の東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

いかなる場合でも、本契約および紛争には、国際物品売買契約に関する国際連合条約、および統一コンピューター情報取引法を適用しないものとします。

17.2 取引上の法令遵守：お客様は自らが利用するために販売サービスおよび関連するテクノロジー（総称して「**本品目**」）を注文するのであって、再販売、輸出、再輸出および移転のために本品目を注文しません。お客様は米国、欧州連合、およびその他の該当する法域の輸出管理法および経済制裁法の適用を受け、これらを遵守する責任を負います。これらの法律（輸出許可要件、最終利用者、最終用途、および最終目的地に関する制限、ならびに制裁対象の個人および組織との取引に関する禁止事項を含みますが、これらに限定されません）を遵守しない限り、本品目を利用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出、および移転することはできません。お客様は、自らが米国、欧州連合またはその他の該当する法域の経済制裁の対象ではないこと、ならびにかかる経済制裁の対象である国および地域（北朝鮮、キューバ、イラン、シリア、クリミアを含みますが、これらに限定されません）に所在していないことを表明および保証します。お客様は、販売サービスを違法とした、またはライセンス認可が必要であるとした該当する規制機関の行為に起因して生じた販売サービスの中断に対する責任を Dell が負わないことに同意します。

17.3 お客様が負う責任：お客様は、(a) お客様が Dell に提供するテクノロジーまたはデータ（個人データを含みます）、および (b) お客様が販売サービスとの併用、インストール、または販売サービスとの統合を Dell に指示または要求する Dell 製ではないソフトウェアまたはその他のコンポーネントに関連して必要となるすべての権利、許可、および同意を自ら得ることに同意します。販売サービスの提供にあたって Dell に提供される、または Dell がアクセスするデータを確認し、その中に (i) 機密扱いのデータもしくは ITAR（国際武器取引規則）に関連するデータまたはその両方、または (ii) 防衛関連物品および防衛関連サービスに指定された物品、サービス、および関連技術データが確実に含まれていないようにすることに対する責任は、お客様が単独で負うものとします。

17.4 暗号化：お客様は、お客様が何らかの理由により Dell に提供する品目（ハードウェア、ソフトウェア、テクノロジー、その他の資材を含みます）のうち、暗号化機能を搭載したもの、または暗号化機能を有効にするものすべてが、(a) 通常兵器および関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー アレンジメント（Wassenaar Arrangement）のカテゴリー-5、パート 2 の暗号化に関する注記（注記 3）、および米国商務省規制品目リスト（CCL）のカテゴリー-5、パート 2 における基準を満たしていること、(b) 鍵長が 56 ビット以下の対称鍵、512 ビット以下の非対称鍵、112 ビット以下の楕円曲線を採用していること、または (c) その他、ワッセナー アレンジメントのカテゴリー-5、パート 2 および CCL のカテゴリー-5、パート 2 の規制の対象ではないことを保証します。Dell は、販売サービスと併用されるサードパーティー製品（サードパーティー製販売物を含みます）が、販売サービスの提供先である国の規制上の要件を満たしているか否かを評価する責任を負いません。Dell は、販売サービスが法律で禁止されている場合、または現地の規制上の要件を満たしていない場合に、販売サービスを提供する義務を負わないものとします。

17.5 独立した契約当事者、第三者の権利：両当事者は、本契約に基づくすべての目的において独立した契約当事者であり、事前に書面による承諾を得ずに、相手方当事者に義務を課すことができません。両当事者は、何らかの目的で、いずれかの当事者が相手方当事者の代理人または代表者として行動すること、および両当事者が合併会社またはパートナーとして行動することを許可する規定を本契約において想定していません。いずれの当事者も相手方当事者の作為および不作為に対する責任を負いません。本契約において、何らかの法律に基づく第三受益者は存在しません。

17.6 不可抗力：料金の支払義務を除き、いずれの当事者も、自己の合理的な管理が及ばない事情により、履行遅滞が生じた場合、または実務上、履行不可能になった場合、または履行不能に陥った場合には（いずれも期間は問いません）、かかる自己の義務の不履行に対する責任を負わないものとします。遅滞または不履行が 30 日を超えて継続する場合、相手方当事者は、遅滞している当事者に書面で通知することにより、該当する販売サービスの全部または一部の提供または利用をただちに終了することができます。

17.7 譲渡および再委託：いずれの当事者も、事前に相手方当事者から書面による同意を得ずに、本契約、ならびに権利および義務を譲渡、移転および更改せず、本契約の履行を委任しないものとします。なお、かかる同意を不当に差し控えてはならないものとします。前述の規定にかかわらず、(a) Dell は、自己の義務を履行するために、関係会社または他の適格な再委託先に業務を委託することができます（ただし、これらの者による履行に対する責任を Dell が引き続き負うことを条件とします）、また (b) Dell は、お客様の同意を得ずに、販売サービスに起因して生じた支払いに対する権利を譲渡することができます。

17.8 権利放棄および可分性：本契約のいずれかの規定を執行しなかったとしても、当該規定および本契約のその他の規定を放棄したことはならないものとします。本契約の一部が執行不能とされた場合であっても、残りの規定の有効性に影響が及ばないものとします。

17.9 **通知**：両当事者は、本契約に基づくすべての通知を書面で行うものとします。お客様は、販売サービスの請求書を発行する Dell の現地組織に対して、または、お客様が Dell 組織に注文していない場合には E メール ([Dell Legal Notices@dell.com](mailto:Dell_Legal_Notices@dell.com) 宛て) で、通知する必要があります。お客様は、関連ポータルまたはその他の自動化された通知システムを通じて、または本契約に定める別段の方法で Dell からの通知を受け取ることに同意します。

17.10 **完全合意、矛盾および優先順位、修正**：(a) AUP、(b) DPA、(c) ISMA、(d) 販売サービス説明書、および (e) 注文書は、それぞれ本契約の一部です。矛盾がある場合、(i) 販売サービス説明書（およびこれに組み込まれたすべての文書）、(ii) 本契約、(iii) AUP、(iv) DPA、(v) ISMA、(vi) 注文書、の順で優先するものとします。お客様は、本契約を読み、理解し、本契約の条件に拘束されることに同意したこと、および本契約が、今回お客様が購入する販売サービスに関するお客様と Dell との間における合意事項（および今回の注文書への以後の追加記載事項）を完全かつ排他的に示したものであることを認めます。従前の表明事項、協議事項、および書面はすべて本契約に取って代われ、両当事者はこれらに依拠することを否認します。本契約においてハイパーリンクにより参照されているすべての内容は完全に本契約に組み込まれます。Dell は、お客様の要求に応じて、参照先の情報のハードコピーをお客様に提供します。お客様の購入注文書、ならびに Dell が発行および署名していないその他の文書にあらかじめ印字されている条件は、販売サービスに適用されません。お客様は、本契約を承諾するにあたり、本契約に記載されていない表明事項および言明に依拠しなかったことを表明します。本契約は、両当事者が署名した書面によるものである場合に限り、修正することができます。ただし、Dell は、自己の単独の裁量により、AUP、ISMA、および DPA をいつでも更新することができます。Dell は、かかる更新によって第 3.2 条（重要な修正）における重要な修正が生じる場合、書面で通知するものとします。

17.11 反社会的勢力の排除：

- A. 各当事者は、相手方当事者に対し、次の事項を表明および保証します。
1. 自らが暴力団、暴力団の関連会社または関連団体、総会屋、ならびにこれらと同等のその他の者およびこれらの構成員（「反社会的勢力」）ではないこと。
 2. 意思決定機関の構成員（常務執行従業員、取締役、常務執行取締役、およびこれらと同等のその他の者を含みます）が反社会的勢力ではないこと。
 3. 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結するものではないこと。
 4. 販売サービスの提供または販売サービスの料金全額の支払いが完了するまでの間において、自ら、または第三者を利用して、本契約に関連して次の行為をしないこと。
 - (a) 相手方当事者に対して脅迫的な言葉または暴力を用いる行為。
 - (b) 偽計または威力を用いて相手方当事者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
- B. 各当事者は、相手方当事者が次のいずれかに該当する違反を行った場合、通知することなく本契約を解除する権利を有するものとします。
- a. 前項の (1) または (2) に定める表明事項および保証事項に反する宣言を行った。
 - b. 第 17.11 条 A の (3) に定める表明事項および保証事項に違反して、本契約を締結した。
 - c. 第 17.11 条 A の (4) に定める表明事項および保証事項に違反した。
- C. お客様は、自ら、または第三者を利用して、反社会的勢力の事務所および反社会的勢力のその他の活動拠点に対し販売サービスを提供しないことを表明および保証します。
- D. お客様が前項に違反した場合、Dell は、通知することなく本契約を解除する権利を有するものとします。
- E. 本第 17.11 条の B または D に基づいて本契約が解除された場合、違反当事者は、かかる解除によって生じた損害の賠償を相手方当事者に請求してはならないものとします。

17.12 **クラウド サービス プロバイダーであるパートナー**：第 2.3 条（販売サービスの利用および所有権）および EULA の規定にかかわらず、お客様がデル・テクノロジーズ パートナー プログラムのクラウド サービス プロバイダー トラックにおいて良好な状態を維持しているパートナーである場合、販売サービス説明書において禁止されていない限り、お客様は、サブスクリプション期間中に、お客様のエンド ユーザーにサービスを提供するために販売サービス（Dell がライセンスを付与する本ソフトウェアを含みます）を利用する権利を有するものとします。この利



用権は、販売サービス上に保存されている、または販売サービスによって管理されている、または販売サービスを通じてアクセスするエンドユーザーの情報、データ、および記録を利用、処理、操作するためにのみ本ソフトウェアを利用するための、非独占的かつ譲渡不能な権利になります。